

令和6年度

第5回あさぎり町農業委員会
議 事 録

開会日：令和6年7月10日（水）

あさぎり町農業委員会

令和6年度 第5回あさぎり町農業委員会総会議事録

招 集 年 月 日	令和6年7月10日(水)					
招 集 の 場 所	あさぎり町役場第二庁舎 2階大会議室					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	令和6年7月10日 午後1時30分	会 長	杉下 和治		
	閉 会	令和6年7月10日 午後1時50分	会 長	杉下 和治		
応(不応)招委員及 び出席並びに 欠席委員 出 席 26名 欠 席 0名 ○(出席) ×(欠席) △(遅刻)	議 席 番 号	氏 名	出欠等 の 別	議 席 番 号	氏 名	出欠等 の 別
	1	北川 浩臣	○	14	田崎 洋一郎	○
	2	池上 勇一郎	○	15	村田 新一	○
	3	藤原 ルミ子	○	16	宮原 久子	○
	4	北崎 一英	○	17	中村 好文	○
	5	深松 守	○	18	田中 伸明	○
	6	稲富 裕二	○	19	濱田 定武	○
	7	中村 幸二	○	20	廣瀬 孝喜	○
	8	竹下 正男	○	21	松本 廣幸	○
	9	恒松 純生	○	22	藤本 勇二	○
	10	宮原 範行	○	23	緒方 信三	○
	11	的射場 洋一	○	24	谷川 新二	○
	12	橋口 京美	○	25	井手 久美子	○
	13	西野 雅倫	○	26	杉下 和治	○
議 事 録 署 名 委 員	7番 中村 幸二 8番 竹下 正男					
出 席 し た 農 業 委 員 会 職 員	事務局長 橋本 英樹					
議 事 日 程	日程第1 会議録署名委員の指名 日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について 日程第3 報告第2号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について 日程第4 報告第3号 許可不要転用届について 日程第5 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 日程第6 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について 日程第7 議案第3号 農用地利用集積計画(第7回)の決定について 日程第8 議案第4号 あっせん譲受等候補者名簿への登録申請について					

開会 午後1時30分

●**農業委員会事務局長（橋本 英樹君）** それでは、開会いたします。御起立ください。礼。それでは、ただいまより令和6年度第5回総会を開会いたします。初めに杉下会長より御挨拶をお願いいたします。

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** 皆さんこんにちは。お疲れさまです。毎日ですね、猛暑で暑い日が続いておりますけれども、熱中症対策を万全にして、過ごしていただきたいと思います。それから本日は全員出席ですので、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。これより議事に入ります。本日の議事日程は御手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名委員の指名

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本会議の議事録署名委員は、あさぎり町農業委員会会議規則第17条の規定によって、7番、中村幸二委員。8番、竹下正男委員を指名いたします。以上で日程第1を終わります。

日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** 日程第2、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知についての報告を行います。事務局の報告を求めます。

●**農業委員会事務局長（橋本 英樹君）** はい。それでは報告いたします。資料は2ページです。今回は3件の合意解約です。契約理由につきまして申請番号65番は、所有権移転のため、申請番号66番は、農地中間管理事業貸付のため、申請番号67番は自作のためとなっています。以上報告します。

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** はい。ただいまの報告第1号について発言のある方は挙手をお願いします。ありませんか。はい、特にないようですので以上で報告第1号を終わります。

日程第3 報告第2号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** 日程第3、報告第2号、農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断についての報告を行います。事務局の報告を求めます。

●**農業委員会事務局長（橋本 英樹君）** はい。それでは報告いたします。資料は3ページから5ページです。今回は地区担当農業委員による現地確認により、6筆の農地を非農地と判断しております。写真を御覧ください。非農地化対象農地は、免田地区、畑1筆、157㎡、須恵地区、畑5筆、1,890㎡です。以上報告します。

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** はい。ただいまの報告第2号について発言のある方は挙手をお願いします。ありませんか。はい、特にないようですので、以上で報告第2号を終わります。

日程第4 報告第3号 許可不要転用届について

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** 日程第4、報告第3号、許可不要転用届についての報告を行います。事務局の報告を求めます。

●**農業委員会事務局長（橋本 英樹君）** はい、許可不要転用届1件について報告します。資料は6ページからになります。届出番号4番につきまして、資料7ページを御覧ください。申請人は町内の個人の方で、転用する土地は1筆、地目は台帳現況ともに田、面積は1,896㎡のうち200㎡です。牛の運動場を

拡張するため、許可不要転用届を提出されたものです。資料9ページを御覧ください。現地は上西、永里地区、山麓運動広場から西へ約550mの場所になります。運動場を拡張するというので、周囲への影響等はないと考えられることから、許可不要と判断します。以上報告を終わります。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。ただいまの報告第3号について発言のある方は挙手をお願いします。ありませんか。はい、特にないようですので、以上で報告第3号を終わります。

日程第5 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第5、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

●農業委員会事務局長（橋本 英樹君） はい、農地法第3条の許可申請について説明いたします。資料は10ページからになります。今回は2件の審議をお願いします。申請番号15番について、資料12ページを御覧ください。譲渡人は町外の個人、譲受人は町内の個人の方です。移転する土地は1筆で地目は台帳は田、現況は畑、面積は893㎡です。移転する契約は贈与による所有権移転です。資料14ページを御覧ください。譲受人は申請地に野菜を栽培される予定です。

申請番号16番について、資料20ページを御覧ください。譲渡人は町外の個人、譲受人は町内の個人の方です。移転する土地は1筆で地目は台帳、現況とも畑、面積は218㎡です。移転する契約は、贈与による所有権移転です。資料22ページを御覧ください。譲受人は申請地に野菜を栽培される予定です。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可条件を全て満たしているものと考えます。説明を終わります。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。事務局の説明が終わりました。午前中に農地調査班、第5班の現地調査がありましたので、申請番号15番の案件について、5番委員の深松委員より、申請番号16番の案件について、12番委員の橋口委員より報告をお願いします。

○5番委員（深松 守君） 5番委員の深松です。申請番号15番について午前中、現地調査を行いましたので、御報告したいと思います。ページは18ページを御覧ください。現地は岡原小学校、道を挟んですぐ隣にあります、所有権を持ってらっしゃる方が、ご高齢ってということもあり、親戚関係ではないのですが、その隣接地に住まわれている方に譲渡したいということで、申請をされたそうです。現地はトマトやキュウリなどを作られて、きれいに整備されておりました。何ら問題ないと思いますので、御審議の方、よろしくをお願いします。

○12番委員（橋口 京美君） 12番委員の橋口です。農地法第3条の規定による、許可申請について申請番号16番の案件、午前中、現地調査の結果を報告します。資料は19ページから26ページになります。26ページを御覧ください。場所は、国道から国道沿いの大三元から南に700メートル入ったところにあります。譲渡人は町外の個人の方、譲受人は町内の個人の方で親戚関係にあるそうです。現在この土地に季節の野菜や花を栽培されていました。特に問題はないと思いますので、皆様方の御審議の方よろしくをお願いします。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についての説明及び現地調査報告が終わりました。申請番号15番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 質疑なしと認めます。申請番号15番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい。賛成多数です。したがって、申請番号15番の案件については、原案のとおり決定いたしました。次に、申請番号16番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい。質疑なしと認めます。申請番号16番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい。賛成多数です。したがって、申請番号16番の案件については、原案のとおり決定いたしました。

日程第6 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

◎農業委員会会長(杉下 和治君) 日程第6、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

●農業委員会事務局長(橋本 英樹君) はい、農地法第5条の許可申請について説明いたします。資料は27ページからになります。今回は1件の審議をお願いします。申請番号3番について、資料29ページを御覧ください。譲渡人、譲受人はともに町内の個人の方です。転用する土地は1筆で地目は台帳現況とも畑、転用面積は457㎡です。移転する内容は贈与で、転用の目的は個人住宅です。資料31ページを御覧ください。申請地は、農業振興地域整備計画の農用地区域の除外地で、申請地に接している4m以上ある道路には、上下水道管が2管理設されており、おおむね500mの範囲内に2つの教育施設及び医療施設がある第3種農地であることから、個人住宅への転用は可能です。資料33ページから事業計画、資金計画書、資金証明書等を掲載しています。周辺農地への影響もなく、許可相当と判断しました。以上説明を終わります。

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい、事務局の説明が終わりました。午前中に農地調査班、第5班の現地調査がありましたので、申請番号3番の案件について、21番の松本委員より報告をお願いします。

○21番委員(松本 廣幸君) はい。21番松本です。申請番号3番、5条申請について、現地の状況を説明します。資料は27ページから39ページになります。31ページを御覧ください。そこに書いてありますとおり、免田吉井区、国道沿いのこんどう整形外科より、南東300mのところになります。30ページを御覧ください。現在は何も耕作されていませんでした。三方が住宅や道路です。申請地の上に畑がありますが、調べてもらいましたところ、申請人の祖父の名義であり、了承の上での5条申請と思われます。審議方よろしくをお願いします。以上です。

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい。議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についての説明及び現地調査報告が終わりました。申請番号3番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい。質疑なしと認めます。申請番号3番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい。賛成多数です。したがって、申請番号3番の案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

日程第7 議案第3号 農用地利用集積計画（第7回）の決定について

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第7、議案第3号、農用地利用集積計画（第7回）の決定についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

●農業委員会事務局長（橋本 英樹君） はい。それでは利用権設定に係る分について説明いたします。資料は41ページから御覧ください。資料41ページ上段の申請番号319番から、資料44ページ下段の326番までは、期間満了に伴う賃借権の再設定です。資料45ページ上段の申請番号327番から、資料46ページ下段の328②番までは、期間満了に伴う使用貸借権の再設定です。資料47ページ上段の申請番号329番から、資料48ページ上段の330②番までは、新規の賃借権の設定です。資料49ページ上段の申請番号331番から、資料50ページ下段の333番までは、利用権設定からの切替えによる農地中間管理事業による賃借権の設定です。資料51ページ上段の申請番号334番から、資料52ページ下段の335番までは、新規の農地中間管理事業による賃借権の設定です。

続きまして、所有権移転に係る分について説明いたします。資料は53ページになります。今回の申請は2件です。31番から32番は売り渡すもので、申請番号31番の売渡し価格30万6,000円、申請番号32番の売渡し価格37万7,400円です。54ページから505ページにかけて利用権及び集積に係る資料を載せております。以上説明を終わります。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 議案第3号、農用地利用集積計画（第7回）についての説明が終わりました。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、質疑なしと認めます。これから議案第3号、農用地利用集積計画（第7回）について採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。賛成多数です。したがって、本案は、原案のとおり決定しました。

日程第8 議案第4号 あっせん譲受等候補者名簿への登録申請について

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第8、議案第4号、あっせん譲受等候補者名簿への登録申請についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

●農業委員会事務局長（橋本 英樹君） はい。それでは説明いたします。資料は56ページから57ページを御覧ください。今回は1件の申出が提出されております。申請番号3番の経営面積は1,040a、経営形態は水稻+野菜となっております。町のあっせん基準では、経営形態がその他の経営類型に分類され、名簿登録のための要件となる基準面積322a以上の面積を経営されていることから、名簿への登録は適正と考えます。以上で説明を終わります。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。議案第4号、あっせん譲受等候補者名簿への登録申請についての説明が終わりました。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。質疑なしと認めます。これから議案第4号、あっせん譲受等候補者名簿への登録申請についてを採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり決定しました。
これにて本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。令和6年度あさぎり町農業委員会第5回総会
を閉会いたします。

●農業委員会事務局長（橋本 英樹君） 起立願います。礼。

閉会 午後1時50分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年7月10日

あさぎり町農業委員会 会長 杉下 和治

あさぎり町農業委員会 署名委員 7番 中村 幸二

あさぎり町農業委員会 署名委員 8番 竹下 正男